

小規模事業者を支援します

問合せ 商工振興課 商工労政係 ☎ 0739-26-9970



■補助対象者	常時使用する従業員の数
卸売業・小売業	5名以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20名以下
製造業その他	

■補助率・補助額等	国の制度	市の制度
補助対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買物弱者対策事業の場合に限る。）、設備処分費（補助対象経費総額の2分の1が上限）、委託費、外注費	
補助率・補助額	◇補助対象経費の3分の2以内 ◇補助上限額 50万円	◇補助対象経費の2分の1以内 ◇補助上限額 37.5万円
	買物弱者対策等、特別な取組の場合、補助上限額を2倍に引き上げる。	

小規模事業者が、商工会・商工会議所の支援を受けて作成した経営計画に沿って取り組む、販路開拓等の経費に補助を行う国の制度「小規模事業者持続化補助金」の申請が、5月18日（金）の締切りとなっています。この制度は、販路開拓や販売促進に向けた取組にかかる経費であれば、幅広い業種、用途で活用できます。申請については、地域の商工会・商工会議所に関係書類を提出の上、必要書類の作成・交付を依頼する必要があります。

なお、今年度から市も、販売促進等に取り組みうとする小規模事業者を支援するため、「田辺市小規模事業者持続化補助金制度」を設けます。国の制度に申請し不採択となった市内の事業者で、改めて市に申請を行った事業者を対象に、審査により対象者を決定し、その経費の一部を支援します。国の制度の採択結果公表は、7月頃の予定で、不採択となった事業者には、商工会・商工会議所を通じて市から、手続のご案内を行う予定です。

高校生レポーターが決定しました

問合せ 企画広報課 広聴広報係 ☎ 0739-26-9963



■特派員紹介（写真左から）[氏名（敬称略）・高校名]

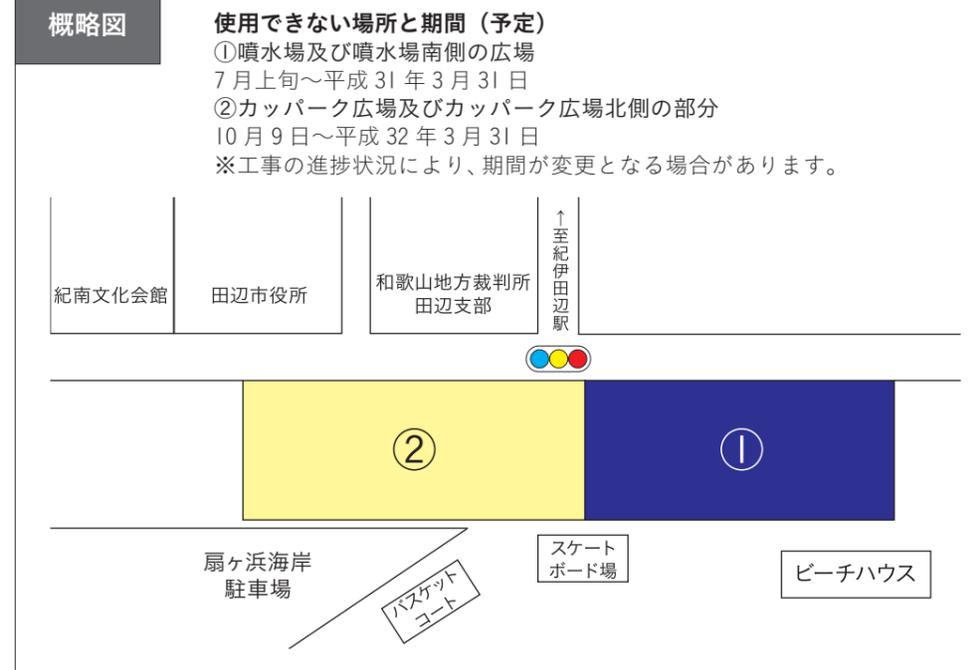
山本 桃花（田辺工業高校）、由谷 胡桃（南紀高校）、中平 まひろ（南紀高校）、千葉 果歩（南部高校龍神分校）、浦 ひかり（田辺高校）、宮崎 美奈（神島高校）

市民の皆さんと共に「広報田辺」を作成することにより、新鮮で魅力ある地域情報の発信を行い、市民との協働による市政の推進を図るため、平成24年度から市民レポーター「広報田辺まちかど特派員」制度を実施しています。

昨年度からコーナー名が「青春キラリ！高校生レポーター」に変わり、今月号より平成31年4月号まで、市内の高校生6名が担当します。今後の活躍をご期待ください。
※23ページ参照

扇ヶ浜公園整備事業により扇ヶ浜公園の一部が使用できません

問合せ 管理課 公園係 ☎ 0739-26-9966



扇ヶ浜公園整備事業による武道館建築工事及び公園整備工事に伴い、工事期間中、左図のとおり扇ヶ浜公園の一部が使用できません。日頃、公園を使用いただいておられる皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。※工事範囲については、工事看板等で周知します。

景観まちづくり刷新事業に伴う道路舗装美装化工事を行います

問合せ 都市計画課 計画整備係 ☎ 0739-26-9937



市道上屋敷下屋敷町1号線で、道路舗装美装化工事としてコンクリート舗装を（石畳調）施工します。コンクリートが固まるまで時間を要するため、施工中は通行止を実施します。

住民の皆さんや通行される皆様には、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。※通行止区間については、事前に予告看板等で周知します。

後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ ～保険料率等の改定について～



問合せ 下記参照

【後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます】
■和歌山県の保険料率
平成30・31年度の保険料率（年間）
◇均等割額 4万5812円（改定前4万4177円）
◇所得割率 8.80%（改定前8.93%）
◇保険料 均等割額＋所得割額（100円未満切捨て）
◇賦課限度額 62万円（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、57万円から引き上げられました。）
保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と被保険者の所得に応じて決まる所得割額の合計額となり、個人単位で計算します。
なお、世帯の所得が低い方に対しては、従前どおり、均等割額が軽減されます。また、今年度よりさらに、均等割額の5割軽減、2割軽減の対象が拡大されます。
■保険料軽減特例措置の見直し
平成29年度から、制度本来の軽減措置に上乗せをして行われている特例措置が

見直されることになり、所得軽減と元被扶養者（※）の均等割軽減が左表のとおり変更となります。
※元被扶養者とは、後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険（社会保険や共済組合など）の被扶養者であった方のことです。

■所得割軽減	
	軽減割合
平成29年度	2割
平成30年度	軽減なし

■元被扶養者の均等割軽減	
	軽減割合
平成29年度	7割
平成30年度	5割

住宅耐震診断等の補助をします



問合せ 建築課 建築係 (☎ 0739-26-9935)

今後予想される大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。耐震改修、現地建替え等の補助制度を活用してご自宅の耐震化を進めましょう。
【次の要件を満たす木造住宅、非木造住宅にお住まいの方】
◇平成12年5月31日以前に着工（非木造住宅の場合は昭和56年5月31日以前に着工）
◇2階建以下
◇延べ面積200㎡以下
◇専用住宅・併用住宅
◇非木造住宅・空き家所有者の方で診断・改修を検討されている方は着手前にご相談ください。
■耐震診断費用
◇木造住宅 無料
◇非木造住宅 8万9000円の補助
■補助金額
◇耐震改修工事補助金（現地建替え含む）
上限116万6000円
この金額内であれば自己負担無しで改修することも可能ですが、改修着手前に申請が必要です。また、補

助申請後、工事を完了しない限り補助金は交付されません。
◇耐震シエルト・ベッド 購入・設置補助金 上限26万6000円 ※平成31年3月1日（金）に事業が完了すること
■募集件数「先着」
◇耐震診断 200件
◇耐震改修工事補助（現地建替え含む） 35件
◇耐震シエルト・ベッド 購入・設置補助 2件
募集件数は、予算の都合により増減する場合があります。
申請書は、建築課又は各行政局産業建設課（19ページ参照）で配布するほか、ホームページからも取得できます。
http://www.tanabe.lg.jp/kenchiku/index.html

国民健康保険制度が変わります



問合せ 保険課 保険税係 (☎ 0739-26-9965)

国民健康保険は、自営業の方や職場の健康保険に加入されていない方などを対象とした医療保険制度です。これまで市町村単位で運営してきましたが、4月からは、都道府県単位で運営することで制度の安定化を図ることになりました。
今回の制度改革で、財政運営の仕組みが大きく変わりますが、各種届出や申請、保険料の計算やお支払い、保健事業、医療機関での手続等は変わりません。
■制度改革で変わる主なもの
◇都道府県単位で資格を管理
国保資格の管理は都道府県単位で行われます。ただし、被保険者証の発行、保険料の計算やお支払いは、これまでどおり市町村ごとに行います。
◇高額療養費の通算方法が変わります
高額療養費制度では、直近12か月の間で高額療養費の支給が4回以上あった場合（多数回該当）に自己負担額が減額になります。これまでは、他の市町村へ住所異動した場合、国保の資格が一旦喪失するため、高額療養費の該当回数を引き継ぐことができませんでした。平成30年度からは、和歌山県内での住所

■都道府県と市町村の主な役割

都道府県	市町村
◇財政運営の責任主体 ◇国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ◇市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ◇保険給付費等交付金の市町村への支払い	◇国保事業費納付金を都道府県に納付 ◇資格を管理（被保険者証等の発行） ◇標準保険料率等を参考に保険料（税）率を決定 ◇保険料（税）の賦課・徴収 ◇保険給付の決定・支給

異動で、なおかつ、世帯の継続性が認められる場合には、4月以降に発生した該当回数を引き継ぎます。



■保険料率の改定について
本市の国保では、医療費等が増加する中、10年間、保険料率を据え置いてきましたが、大変厳しい財政状況となっており、平成30年度は、制度改革により和歌山県が示す標準的な保険料率を基本として、保険料率等を改定することとなりました。
保険料の年間税額は、世帯で算定した「医療保険分」「後期高齢者支援金等」「介護保険分」の合計額となります。
平成30年度保険料率の通知は、7月中頃に郵送します。

	医療保険分		後期高齢者支援金等		介護保険分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割率	5.7%	5.5%	2.0%	1.9%	1.5%	1.6%
資産割率	40.0%	34.8%	10.0%	8.5%	9.7%	8.9%
被保険者均等割額	2万1,000円	2万2,000円	7,000円	7,400円	9,000円	1万300円
世帯別平等割額	2万500円	1万9,800円	6,500円	6,400円	5,100円	5,400円

第26回文協フェスティバルを開催します

問合せ 文化振興課 文化振興係 (☎ 0739-26-9943)



▶紀州てまり

【展示部門】
 ◎5月19日(土)・20日(日)
 ◎9時～17時(お茶会は16時まで)
 陽紀南文化会館
 ◇展示ホール(1階) 書・洋画
 ◇小ホール(4階) 生花・革細工・押し花・ちぎり絵・川柳・収集色紙・紀州てまり・水墨画
 ◇研修室(4階) 古谷石・俳句・陶芸
 ◇お茶席(4階)



◀大塔太鼓

【舞台部門】
 ◎5月26日(土) 第一部
 詩吟・日本舞踊・箏曲・津軽三味線・三絃
 ◎5月27日(日) 第二部
 大正琴・新舞踊・剣舞・民謡・津軽三味線
 ◎6月3日(日) 第三部
 太極拳・バレエ・フラダンス・社交ダンス・タヒチア
 ◎全て13時30分
 陽紀南文化会館「大ホール」

ニュースポーツ教室を開催します

問合せ 下記参照



■日程及び種目等

※表中の「田辺 SP」は田辺スポーツパークの略です。

日程	種目	会場
5月16日(※)	19時～21時 カローリング	田辺 SP 体育館
6月16日(土)	13時30分～15時30分 ノルディックウォーキング	田辺 SP 内
7月18日(※)	19時～21時 ラケットテニス	田辺 SP 体育館
8月22日(※)	19時～21時 グラウンドゴルフ	田辺 SP 陸上競技場
9月19日(※)	19時～21時 室内ベタンク	田辺 SP 体育館
10月20日(土)	13時30分～15時30分 古道ウォーク	市内(市民総合センター～闘雞神社)
11月21日(※)	19時～21時 インディアカ	田辺 SP 体育館
12月15日(土)	13時30分～15時30分 ターゲットバードゴルフ	田辺 SP 多目的グラウンド
1月16日(※)	19時～21時 キンボールスポーツ	田辺 SP 体育館
2月16日(土)	13時30分～15時30分 スカイクロス	田辺 SP 体育館
3月20日(※)	19時～21時 囲碁ボール	田辺 SP 体育館

※スポーツに親しむ機会の少ない方
 ◎各日とも30名(定員に達し次第締切り)
 ◎運動のできる服装・室内用運動靴(屋外実施時は運動靴)・タオル・飲物等
 ◎参加申込書に住所・氏名・年齢・電話番号をご記入の上、下記へ電話又は FAX・Eメールでお申し込みください。参加申込書は下記で

配布しているほか、ホームページからも取得できます。
 ◎スポーツ振興課 市民スポーツ係(田辺スポーツパーク管理事務所内)
 〒646-0061
 上の山一丁目23-1-1
 ☎0739(25)2531
 ☎0739(25)0387
 ✉sports@city.tanabe.lg.jp
 ☐http://www.city.tanabe.lg.jp/sports/index.html

軽自動車税の減免制度をご利用ください

問合せ 税務課 庶務係 (☎ 0739-26-9919)



軽自動車税には、身体障害者等に対する減免、構造を変更した車両に対する減免、公益のために直接専用する車両に対する減免等があります。
【身体障害者手帳等をお持ちの方に対する減免】
 身体障害者手帳等(障害の程度によります。)をお持ちの方が所有する軽自動車等で、左記の①～③に該当する方が運転する場合は、身体障害者手帳をお持ちの方が18歳未満の場合や、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が所有する軽自動車等を含まず。
【減免申請の共通事項】
 ◎減免を受けられるかどうかや手続に必要なものなどについては、上記へお問い合わせの上、納税通知書が届いてから納期限の5月31日(※)までに、上記(本庁舎2階)又は各行政局住民福祉課(19ページ参照)で手続をしてください。なお、納税通知書は5月10日(※)から順次送付されます。

車椅子の昇降装置又は固定装置、浴槽を装備しているなど、その構造が専ら身体障害者等の利用のためと認められる場合です。
 ※車両に対する減免で、台数に制限はありません。
 ※所有者が法人の場合でも減免の対象となります。
【公益のために直接専用する車両に対する減免】
 公益法人等が社会福祉法に定める社会福祉事業など、公益性の高い事業のために使用している場合です。
【減免申請の共通事項】
 ◎減免を受けられるかどうかや手続に必要なものなどについては、上記へお問い合わせの上、納税通知書が届いてから納期限の5月31日(※)までに、上記(本庁舎2階)又は各行政局住民福祉課(19ページ参照)で手続をしてください。なお、納税通知書は5月10日(※)から順次送付されます。

水を大切に使いましょう

問合せ 下記参照



■暮らしに欠かせない水
 6月1日～7日は水道週間です。暮らしに欠かせない水の大切さをこの機会に考えてみませんか。
 これからの季節は水の使用量が増え、7月～8月が最も多くなります。水を大切に使うために、歯磨きや洗顔時にはこまめに蛇口を閉める、洗車はバケツにためた水を使うなど、身近にできることから、あなたも始めてみましょう。
■漏水に注意しましょう
 ご家庭の水道設備は、皆さんに管理責任がありますので、もし漏水が発生した場合、漏水分の料金は皆さんのご負担となります。このようなことを避けるため、時々点検をしてください。家中の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイロットマークが回っていれば、漏水信号となります。
 漏水を発見した場合は、市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

ういった修繕や水道の新設等の工事は、市指定給水装置工事業者にご依頼ください。詳しくはホームページをご覧ください。
■消火栓の使用等による濁り水について
 消火栓の使用や水道管破裂による漏水などがあると、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わり、水道水が赤茶色に濁ることがありますので、飲み水等への使用には十分ご注意ください。通常はしばらく流し続けるときれいになります。左記へご連絡ください。
 ◎水道部 業務課 庶務係
 ☎0739(24)0011
 ※時間外
 ☎0739(24)7920
 ☐http://www.city.tanabe.lg.jp/suidou/index.html



パイロットマーク